ヨーロッパ各国における移入種対策制度の制定状況

1.ヨーロッパ諸国の共同での移入種に関する法令、規制など

法令・条例(1)	制定年	対象生物	規制の対象	移入種に関する特筆事項
Council Regulation No 2087/2001 【EU 法令 338/97】	2001年	動植物	輸入	3 条 2 項(d)に在来種に影響を与える種の輸入の禁止。アカミミガメ (Trachemys scripta elegans) と ウ シ ガ エ ル (Rana catesbeiana) がリストされている。
Habitat Directive (Directive 92/43/EEC) 【動植物の生息地保全に関する規定】	1992 年	在来種	再導入	16 条 1 項(d)にて、貴重な在来種の個体数増加、再導入のための研究、教育を進め、人為的な生息地改変(植林)を含めた生息地の保全・保護の推進。 22 条(a)にて、生物種の再導入の際には、自然、地域住民への十分な注意を計らうこと、および在来の生物種を他の地域に移動、導入する際にも審議を重ねることが定められている。
Birds Directive (Directive 79/409/EEC) 【野生鳥類保全に関する規定】	1979 年	外来鳥類	輸入・導入	11 条により、原則としてヨーロッパ地域にとって外来の鳥類の輸入・導入を禁じている。
Bern Convention 【ベルン条約】	1979 年	在来種 外来種	再導入 輸入	11 条 2 項(a) にて原産(native) 動植物の再導入の推進を定めている。 11 条 2 項(b) にて外来種(non-native) の厳格な管理を実施する。

⁽¹⁾ 法令・条例の英名は正式名称でなく、通称を用いている。

2. ヨーロッパ各国の移入種対策制度

	特 筆 事 項
Ⅱ オーストリア Ⅰ	狩猟対象種については、「狩猟法」により州単位で移入規制を実施。植物には、特段の規制はない。
	現在、普及啓発のパンフレットなどを作成中。
オランダ	│「植物・動物法」により移入種の放獣などは原則的に禁止。ただし、同法では移入種対応のみでなく保護対象動物の狩猟規制なども総括的に ^ /
	含んでいる。
ギリシャ	水性植物にのみアセスメント制度の導入を検討中。生物多様性条約の国内適用に関する立法措置等は、行われていない。
スウェーデン	「植物保護と動物輸入に関する規則」にて輸入の認可はリスク評価にて評価。その他、漁業資源確保のための規制など環境法関連の法制度 にて、様々な移入種問題に対応している。
	「自然空間及び野生動植物の保存法 1989年」により「移入種の在来種への影響を回避する」と規定している。管轄当局は地方自治州政府。
スペイン	「移入種国家アクション・プラン」を作成し、普及啓発活動に取り組み始めている。 個別対策は、既に実施されている。例として、マルバシブ
	(Malvasia canela)、 ミンク(Vison americano) の管理対策など。
スロバキア	「自然及び景観の保護に関する法令 第7条」により移入種の管理を定め、同第2項では、輸入を禁止している。駆除を土地所有者に義務づけ
	ているが、新法のため未だ実例はなし。2002年制定。
	「自然保護法 1992年」により放獣、移植のガイドラインを作成。ただし、原則として放獣は禁止。閉鎖水域で繁殖不可能なソウギョなどのみにり
	リース許可が与えられた。
トルコ	農業村落省と厚生省が現在、検討を開始。現状は、検疫強化のみを対策としている。
ノルウェー	種により所轄官庁が異なる。「野生動物法」などによって一部で移入種問題に対応はしている。法的対応策として、移入種問題の検討に関して、
	国会への提案を来年度に予定している。
ハンガリー	「植物保護法 2000年」により移入種の輸入などを規制。 Protected areaに分布する移入種のリストなどを作成し、普及啓発活動を実施中。
	「狩猟法 1993年」により外来の哺乳類、鳥類の放獣を禁止している。「漁業法1982年、1998年」で同国に生息していない魚類ならびにザリガニ
	類の輸入を禁止。「自然保護法 1996年」により「狩猟法」「漁業法」で法的対応が不可能な「定着のおそれのある外国種」の放獣を禁止している。
ノランス	EUにおける対策・制度を重視し、違反者には、罰金、禁固刑を科す。
	魚類の移入種対策は法整備が進んでいるが、その他(特に非意図的導入)は検討の余地がある。
ルチー	狩猟法、漁業法などに加え、様々な環境法により移入種対策を講じている。2002年には、イヌ、ネコ、ハムスターなど哺乳類 4 2種(一部は属で
	表現)のみ輸入ならびに家庭での飼育を認めている。
	「自然保護法 第42条」にて移入種(動植物)の導入、国内移動による生態系攪乱を禁止。ただし魚類は対象外であり、魚類の輸入、移動に関し
	ては、農業省へ認可を申請する。
ボルトカル	政令第565/99号により、生物多様性、経済活動、国民の健康に影響を及ばすものは、根絶、もしくは管理を実施する。移入種の持ち込み、不法
	所持に対して罰則規定がある。環境省管理による。
11 ルクヤンフルクー	「自然保護法 30条」にて放獣、移植、輸入などを禁止。現在、同法については、侵略的移入種に関し修正案を国会に提出中。ただし、危機的
	状況にあるとの認識はなく、修正は文中に「侵略的」などを追記するのみの予定。